

多治見市立市之倉小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

ここに定める「多治見市立市之倉小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布，平成25年9月28日施行）第13条を踏まえ，本校におけるいじめの問題等に対する具体的な方針及び対策を示すものである。

I いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）→けんかやふざけあいであっても

(2) 基本認識

全教育活動を通じて，以下の認識に基づき，いじめの防止等に当たります。

◆いじめは，人間として絶対に許されない。

・いじめた者だけではなく，同調する者，傍観する者もいじめに加担しているという認識が必要である。

◆いじめは，いつでも，どこでも，誰もが起こしえて，誰に対しても起こり得る。

・いじめは，どの学校，どの学級でも，どの子にも起こり得るという認識のもと，常にいじめの克服を図る必要がある。

◆いじめは，見ようと思って見ないと見つけにくい（今も密かに進行中かもしれないという危機感を常にもつ）。

・いじめが見えていないのは教師だけであり，子どもたちが全てを知っているという認識のもと，広く情報を収集する必要がある。

◆いじめは，組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない。

・いじめは一度の指導では終わらない。様々な立場から，様々な場面で，該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず，学校，学級など集団に対しても，繰り返し指導する必要がある。

・「いじめ」には多様な態様があり，該当するか否かを判断する際は，本人が否定したとしても，該当児童や周辺の状況等を客観的に認識し，「心身の苦痛を感じるもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。

・「いじめ」の中には，犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ，早期に警察に相談・通報のうえ，警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

・「いじめに係る行為の解消」とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること。ただし，いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により，より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は，相当の期間が経過するまでは，被害・加害児童の様子を含め現況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて，相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。その場合において，事案に応じ，外部専門家による面談等により認識するなど適切に対応する。

(4) いじめ問題に対する学校としての基本的な構え

①学校及び職員の責務等

・いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

②保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 3つの基本方針とその取組

(1) いじめの未然防止及び居場所づくり、絆づくり

◎本年度の重点

- 「よいところ見つけ」活動を充実させることで一人一人に「自分のよさ」を自覚させ、自尊感情を育み、人をいじめない、思いやりの心の基盤を培う。
- 児童一人一人のよさを保護者と共有する機会を増やす。

(ア) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

- ①学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実や互いのよさを認め合う活動等）を児童が自主的に行うよう支援する等、望ましい人間関係を築く取組を行う。
- ②児童の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(イ) 児童一人一人に自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

- ①全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。
- ②児童が他者と関わる表現力を培う。
- ③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。
- ④児童の自尊感情を育み、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進する。

(ウ) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、それらの機器を通じた誹謗中傷等への対応に関する啓発や情報モラル教育等を充実する。

(エ) 教職員の研修の充実

- ・職員の学級経営力向上及び人権感覚を高めるための研修や、打ち合わせを利用したミニ研修（子ども研等）を行う。
- ・「いじめ防止基本方針」の周知徹底を含め、職員研修を年間複数回実施し、基本的なスタンスや組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）、具体的なケースへの対応について確認する。

(オ) 対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
「いじめ防止対策推進法」第22条

上記に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に行うための組織として、以下の委員による「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。本会は①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）、②いじめ防止に関すること、③いじめ事案に対する対応に関すること、④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを行う。また、いじめ問題が発生した際には、その対応の中心となる。

【常 任】校長, 教頭, ◎生徒指導主事, 学年主任, 教育相談担当, 養護教諭

【非常任】保護者代表, 主任児童委員, 学校運営協議会等の第三者やスクールカウンセラー (SC)・スクールソーシャルワーカー (SSW)

※◎は, いじめ担当教諭として本会議の主務を担当する

・年5回 (内2回は外部専門家を含む) 開催する。いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの早期発見・早期対応

① いじめがあったときに見逃さず, 立ち向かい, 乗り越える力の育成

- ・個性を受容し, 互いを尊重し, その変化に気付ける関係づくり (児童と児童, 児童と教職員)
- ・人権感覚を磨く全教育活動での取組
- ・傍観者にならないための SOS 発信 (意義・方法)

② いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・「いじめはどの学校, どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち, すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより, 児童の小さな変化を見つける。(登下校指導, 授業巡回, 給食, 掃除指導等の様々な場面で表情, 言動, 服装, 児童生徒相互の関係性, 持ち物等の変化)
- ・毎週の打ち合わせで児童の様子を交流し職員間で共通理解を図ると共に, 変化がある児童が見つかった場合は, 打合せに限らず情報を共有して問題の早期解決を図る。

③ アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集, 校内連携体制の充実

- ・ハイパーQU (4~6年生) を年2回実施し, 学校・学級生活の様子や内面の状態, 傾向を把握する。
- ・全児童を対象に定期的なアンケート調査を実施 (学校内記入, 記名式, 年4回) する。
- ・朝の会や帰りの会の「心の天気」, 授業中などの観察 (発言, 表情等), ノートや日記等の児童が書いたもの, 健康観察や保健室等での様子などから, 早期発見に努める。

④ 教育相談の充実

- ・全児童を対象とする教育相談を年間に複数回 (4回) 実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように, ①スクールカウンセラーの紹介 (出勤日及び依頼方法), ②いじめ相談窓口の設置, ③市教育相談室等関係機関の相談窓口の紹介などを児童及び保護者に周知する。
- ・担任と生徒指導主事, 教育相談主任, 養護教諭との情報共有, スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー, スクール相談員の積極的な活用。

⑤ 保護者との連携

- ・保護者に対し, 心配な事案に関する情報提供やいじめ等が起きた場合の対応 (被害・加害ともに) を周知するとともに, PTA と連携し, 未然防止の風土を醸成したり, 早期発見・早期対応できる体制づくりに努めたりする。
- ・事案発生時に関する児童の保護者への確実な情報提供を行う (いじめの疑い段階での確実な連絡)
- ・いじめ防止の取組の発信と, 小さな気付きの提供等, 連携協力体制の確立

⑥ 地域・関係機関との連携

- ・日頃から地域 (学校運営協議会や安全ボランティア等)・関係機関 (警察や子ども相談センター, スクールロイヤー等) とのネットワークを大切に, 早期解決に向けた情報・行動連携を行い, 問題の解決と未然防止を図るようにする。
- ・事案発生時は, フロー図に従い, 直ちに教育委員会等に連絡する。

(3) いじめ問題発生時の対応 (法第23条に基づく)

(ア) いじめ問題発生・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・いじめを察知した場合は, 「いじめ未然防止・対策委員会」を開催し, 速やかに事実の有無の確認や情

報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくるなど必要な措置を講ずる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかにかつ丁寧に事実確認を行うとともに多治見市教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた児童や保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、自分の行為を振り返る中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、多治見市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(イ)「重大事態」と判断された時の対応(法第28条に基づいて明示)

【「重大事態」とは】

①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「いじめ防止対策推進法」

【主な対応】

- 重大事態が発生した旨を、速やかに多治見市教育委員会に報告する。
- 同種の事態発生を防止に資するため、多治見市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、多治見市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

3 いじめ未然防止、早期発見、早期対応を図るための年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修①の実施(「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」), 前年度の実態と対応等の引継, 今年度の方針の伝達) ・学校だより, ホームページ等による「方針」等の発信 ・入学式, PTA 総会, 学級懇談会等での「方針」の説明 ※スクールカウンセラー(以下「SC」)によるカウンセリングは, 4月当初から随時実施 ※校内関係者のみによる校内会議は, 4月当初から随時実施 	「方針」の確認(教職員・保護者・地域)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会で「方針」の説明 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)と, 教育相談の実施①(アンケート実施後即時対応・指導) ・SC等による「SOSの出し方」指導の実施 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止等対策委員会の開催①(アンケート結果の精査, 4~7月の評価) ・全児童を対象に情報モラル指導①(インターネット, SNS含む)を実施 	第1回いじめ調査(市) 第1回いじめ調査

	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関等の相談窓口の紹介 ・職員研修②の実施(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り) 	(県)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修③の実施(ネットいじめ・教育相談も含む) ・長期休業明けの児童の変容観察,教育相談(任意)の実施 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)と,教育相談の実施②(アンケート実施後即時対応・指導) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止等対策委員会の開催②(アンケート結果の精査,8~10月の評価) 	第2回いじめ調査(市)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)と,教育相談の実施③(アンケート実施後即時対応・指導) 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」へ向けた取組(ひびきあい活動) ・いじめ未然防止等対策委員会の開催③(アンケート結果の精査,11~12月の評価) ・全児童を対象に情報モラル指導②(インターネット,SNS含む)を実施 ・教職員取組評価(学校評価)アンケートの実施 ・職員研修②の実施(夏休み前までのいじめ防止の取組の振り返り) 	第3回いじめ調査(市) 第2回いじめ調査(県)
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による次年度の取組計画 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート(記名式)と,教育相談の実施④(アンケート実施後即時対応・指導) ・学校運営協議会で,本年度の結果報告 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止等対策委員会の開催(アンケート結果の精査,今年度の取組の評価と次年度の計画案についての協議) ・全児童を対象に情報モラル指導③(インターネット,SNS含む)を実施 	第4回いじめ調査(市) 第3回いじめ調査(県) 問題行動等調査(国)

4 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため,次の3点を学校評価の項目に加え,適正に自校の取組を評価する。

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめの対応及び再発防止に関すること

5 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は,重大事態の調査組織においても,アンケート調査等が資料として重要になることから保存期間を**5年間(卒業後)**とする。

(「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照)

○校種間,学年間での確実な引継ぎ

- ・生徒指導ファイルへの記録を随時行い,適切な情報の管理・保管を行い,進学及び進級における引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。